

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ザシティ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- （2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
BELLE CITY THE CITY 篠崎店	江戸川区篠崎町七丁目31番15号	1階客室（648㎡）	393人
		2階客室（550㎡）	333人

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第4条 乙が前条第1項の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第5条 第3条第1項の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請をするものとする。

(施設の終了)

第6条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和2年11月20日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
株式会社ザシティ
代表取締役 三田 吉人